

議案第 120 号

松阪市うきさと憩センター条例の廃止について

松阪市うきさと憩センター条例（平成 17 年松阪市条例第 126 号）を次のように廃止する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市うきさと憩センター条例を廃止する条例

松阪市うきさと憩センター条例（平成 17 年松阪市条例第 126 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。